

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
令和 9 年度高等専門学校機関別認証評価
に係る評価申請要項

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が令和 9 年度に実施する学校教育法第 1 2 3 条において準用する第 1 0 9 条第 2 項に規定される高等専門学校機関別認証評価に関する申請の手続等は、次のとおりです。

1 申請の資格

令和 9 年 3 月 3 1 日現在において、当該高等専門学校としての学年進行を終了している高等専門学校とします。

2 申請手続等

- (1) 申請は、令和 8 年 9 月 3 0 日（水）必着とします。
- (2) 評価を希望する高等専門学校は、「高等専門学校機関別認証評価に係る評価申請書」（別添様式）を作成し、機構へメールにより提出してください。
- (3) 機構は、評価を希望する高等専門学校からの申請書受理後、当該高等専門学校に対し申請受理通知書を送付します。

3 評価手数料

- (1) 評価を実施するに当たって、評価手数料を徴収します。

基本費用	2, 7 8 4, 0 0 0 円（税込）
1 学級当たり	3 4 2, 0 0 0 円（税込）

- (2) 1 学級当たりは 4 0 人とし、学級数の算出に当たっては評価を受ける年度の準学士課程の 1 年次の入学定員を 4 0 で除した数（小数点以下切り捨て）とします。ただし、当該入学定員が 4 0 人未満の場合は 1 学級として扱うものとします。
- (3) 改組・転換等に伴い教育内容に大幅な変更が生じた場合の評価手数料の算出に当たり 1 学級当たりの算出によることが適当でないと判断される場合には、当該高等専門学校と機構が協議の上決定することができます。
- (4) 専攻科の費用については、上記評価手数料の中に含まれます。

4 評価手数料の払込

- (1) 機構は、評価を申請した高等専門学校（以下「申請高等専門学校」と

いう。)若しくはその設置者に対し、請求書を令和9年4月末日までに送付します。

- (2) 申請高等専門学校は、令和9年6月30日(水)までに機構の指定する銀行口座に評価手数料を振り込んでください。その際の振込手数料は、申請高等専門学校の負担とします。

5 評価の実施等

機構は、申請高等専門学校からの自己評価書の提出及び評価手数料の払込確認後、当該高等専門学校の評価に着手します。

評価結果は、評価報告書として、申請高等専門学校及びその設置者に提供するとともに、機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。なお、その際、評価結果とともに、申請高等専門学校から提出された自己評価書についても機構のウェブサイトに掲載することとしています。

6 その他

- (1) 申請高等専門学校が、やむを得ない事情により申請を取り下げる必要が生じた場合には、事前に機構と協議をお願いします。
- (2) この要項に定めるもののほか、申請に関し必要な事項は、機構が別に定めます。

7 申請書提出先

kousen4@niad.ac.jp

※ 件名を「高等専門学校機関別認証評価申請書」としてください。